

屋外広告業者に対する処分基準が 設定されます！

平成29年10月1日より神奈川県登録の屋外広告業者に対する処分基準が設定されます。処分手由に応じて登録取消や営業停止の処分が課されることとなりますので、一層の法令順守をお願いします。

○ 県登録業者に対する処分

- ・指導後も是正されない場合に処分を行います。

| 処分手由 | 処分内容 |
|--|------------|
| 不正手段による登録・更新 | 登録取消 |
| 登録拒否の事由に該当することとなった | |
| 営業停止命令に違反 | |
| 営業停止期間が計180日を超えた | |
| 無許可広告物の掲出、禁止地域・禁止物件への掲出 無許可での表示面更新等 | 営業停止90日 |
| 報告・立入検査時の未報告・虚偽報告等 | 営業停止60日 |
| 登録内容の未変更・虚偽届出 | 営業停止30日 |
| 標識の不掲揚、帳簿の不備等 | 営業停止30日＋過料 |
| 廃業届の未提出 | 過料 |

- ・さらに加算事由に該当する場合には営業停止日数を加算します。

| 処分手由 | 加算日数 |
|-------------------|------|
| 過去5年間に処分歴がある場合 | 30日 |
| 複数の違反広告物を掲出している場合 | |

- ・また減算事由に該当する場合には営業停止日数を減算します。

減算し営業停止処分がなくなる場合、2回までは文書勧告に留めます。

| 処分手由 | 減算日数 |
|------------------------------------|-------|
| 過去5年間に処分歴がなく、行政指導に従って違反を是正した 場合 | 90日以内 |

○ 無登録業者に対する処分

- ・警告しても登録しない場合に告発します。

現在、屋外広告業登録事項変更届出書について提出の遅延が多く見受けられます。

(※変更事項が生じてから30日以内の提出が県条例で規定されています。)

こちらについても処分手由となりますのでご注意ください。

お問合せ

神奈川県 県土整備局 都市部 都市整備課 景観まちづくりグループ

電話045-210-6209